

令和7年度「スポーツによる地域活性化・まちづくりコンテンツ創出等総合推進事業」（スポーツツーリズム・ムーブメント創出事業）

仕 様 書

令和7年2月14日
スポーツ庁参事官（地域振興担当）付

1. 事業名

令和7年度「スポーツによる地域活性化・まちづくりコンテンツ創出等総合推進事業」（スポーツツーリズム・ムーブメント創出事業）

2. 目的

スポーツ大会・合宿・イベント等への参加や観戦を目的として地域を訪れ、地域資源とスポーツが融合した観光を楽しむスポーツツーリズムは、地方誘客による交流人口の拡大、幅広い関連産業の活性化や関連消費の拡大等、スポーツによる地域活性化・まちづくり（※）において重要な要素の一つである。

スポーツ庁では、これまで策定された「スポーツツーリズム需要拡大戦略」や「武道ツーリズム推進方針」等に基づき、スポーツツーリズムコンテンツ磨き上げのモデル事業、国内外向けのデジタル技術を活用した広報や体験会を含むプロモーション、文化庁・観光庁と連携したスポーツ文化ツーリズムの推進等、各種施策を展開してきたところである。

スポーツツーリズムに関するこうした取組は各地で徐々に芽生えつつあるが、増加傾向にある訪日旅行客を引き続き主なターゲットとし、更なるスポーツツーリズムの認知拡大・ムーブメントの創出を通じたすそ野拡大を進める必要がある。

このため、本事業ではターゲット層のニーズに沿った効果的な取り組みを進めるとともに、地域資源を最大限に活用した高付加価値型の取組を進めるため、スポーツによる地域活性化・まちづくりに積極的に取り組む行政・スポーツ・観光等の関係団体が連携・協働する総括的なプロジェクトチームを立ち上げ、一体的に取り組む体制を構築するとともに、地域スポーツ資源を活用し創出された観光コンテンツ（モデル事業）の定着化と他地域への横展開を図り、スポーツツーリズムのマーケティングデータの収集と分析やその利活用の促進、国際大会等の開催時期や各種ニーズを視野に入れた普及啓発のための関連シンポジウムや体験会の開催・出展等を行い、スポーツをツールとした持続可能な地方誘客の仕組みを創出し、その自走化を図ることを目的とする。

※「デジタル田園都市国家構想総合戦略」に位置づけられた「スポーツ・健康まちづくり」

（参考：スポーツツーリズム需要拡大戦略（平成30年3月））

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/shingi/019_index/toushin/1402796.htm

（参考：武道ツーリズム推進方針（令和2年3月））

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/houdou/jsa_00032.html

（参考：地域スポーツコミッション）

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop09/list/detail/1372561.htm

3. 成果物

- （1）事業全体及び取組毎の実施体制等を含めた事業スキーム案（年間スケジュール案を含む）
- （2）定例会及び各種会議の議事録
- （3）各種イベントやプロモーションに係る制作物一式
- （4）各事業で実施したアンケート結果・分析報告書
- （5）スポーツツーリズムポータルサイト及びSNSの運用管理に係る以下の成果物
 - ア 各SNSのアクセス解析レポート
 - イ スポーツツーリズムポータルサイト、各SNSアカウントの効果検証結果報告書

ウ スポーツツーリズムポータルサイト及び各 SNS アカウントの管理者用マニュアル

エ 不正アクセス等の可能性が生じた際の管理者アカウントのログファイル

オ 障害発生時及び脆弱性対応発生等の運用・保守実施報告書

(6) 委託業務成果報告書及び成果報告書概要

(7) 次年度引継ぎ報告書

- ・電子媒体（PDF 及び PowerPoint、Word、Excel 等のオリジナルデータ）によって納品すること。
- ・本事業の実施内容を取りまとめ、今後の課題と対応策等の考察を含めた報告書を作成し、スポーツ庁参事官（地域振興担当）へ提出すること。なお、成果物である報告書は、他地域の取組の参考とするため、委託事業完了後にスポーツ庁ホームページで公表する。
- ・上記の他、必要に応じ、スポーツ庁が委託先に対し、事業の実施状況について報告を求めているものがあるので、それらについても成果物として納品すること。

4. 委託契約期間

委託契約締結日 ～ 令和 8 年 3 月 31 日

5. 納入期限

- (1) 開札後 2 週間以内
- (2) 各会議終了後 10 労働日以内
- (3) ～ (7) 令和 8 年 3 月 31 日

6. 納入場所

東京都千代田区霞が関 3-2-2

スポーツ庁参事官（地域振興担当）付 地域振興係

メールアドレス：stiiki@mext.go.jp

7. 著作権の扱い

本事業における成果物に係る著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は、スポーツ庁に帰属するものとする。すでに受託者が保有しているドキュメント等の著作権については、請負者は著作権人格権を行使しないものとする。

8. 委託事業内容

委託先は、スポーツ庁の指示に従い、以下の業務を行う。企画・運営の具体化や本仕様書に定めのない事項については、スポーツ庁と協議の上、決定する。なお、事業全体の進捗状況を把握し、スポーツ庁と密に連携がとれる窓口となる専任者を 1 名以上従事させること。

(1) 事業スキームの構築及び進捗管理等

契約締結後速やかに、全体及び (2) ～ (5) の取組毎の実施計画及び実施体制等を含めた事業スキームを構築し、スポーツ庁の確認を得るとともに、事業内容の進捗管理等を行うこと。

(2) 会議の実施

受託者は、本事業の進捗報告や課題の共有、その他事業に係る検討を実施すること等を目的として、スポーツ庁参事官（地域振興担当）と週 1 回を目安に会議を実施すること。その際、以下のことに留意すること。

- ア 会議の開催に向け、日程調整、議事次第等必要な資料の作成、打合せ後の議事録の作成を行うこと。
- イ 円滑な運営を行うため、会議開催に必要な会場設営及びオンライン設備に関する準備を行うこと。
- ウ 事業の実施に必要な場合、スポーツ庁参事官（地域振興担当）と協議のうえ、随時会議を実施すること。その際、当日の進行及び実施方法、運営体制等については関係者間で協議すること。

（３）プロジェクトチームの運営・管理等

本事業を強力に推進するため、スポーツによる地域活性化・まちづくりに知見のある行政・スポーツ・観光・マーケティング等の関係団体から選定した総括的なプロジェクトチーム（以下「PT」という。）を立ち上げ、委託先がPTの事務局として、年間を通じてPTの運営・管理、構成員との連絡調整及び会議の運営等を行うこと。PT構成員は6名とし、委託先が提案する者を参考に、スポーツ庁と協議のうえ、決定すること。

なお、本会議は、PT立ち上げ及び事業の方針報告、事業の中間報告、事業の最終取りまとめの3回以上とし、事業効果の最大化や各種課題解決のための検討を行う小会議を6回以上（例：8.（4）に係る小会議を3回、8.（5）に係る小会議を3回）行うことを想定しておくこと。

また、スポーツ庁やPTの要請により、同PTでの議論に必要な情報収集のためのマーケティング調査等を実施すること。

（４）スポーツツーリズムコンテンツ創出のためのモデル事業者に対する実施支援や進捗管理及び効果検証等の伴走支援等

地域資源を最大限活用した、国内外旅行者から選ばれる優良コンテンツを創出するため、テーマ別のモデル事業の実施及び効果検証に係る支援を行う。

※支援対象者については、スポーツ庁が令和7年度スポーツによる地域活性化・まちづくりコンテンツ創出等総合推進事業（スポーツツーリズム・武道等コンテンツ創出事業）（以下、コンテンツ事業）で採択した3件以上の事業者とする。なお、委託先はコンテンツ事業に応募することはできない。

モデル事業者の支援にあたって、ターゲットとして設定した旅行者ニーズとモデル事業内容との合致、適切な目標設定と事業年度におけるロードマップの策定、モデル事業の着実な実施、実施成果の把握と分析・検証等について、適切な進捗管理等の支援ととりまとめを行うこととし、その具体的な内容及び手法を提案すること。その際8.（3）記載の小会議の効果的な活用方法についても検討すること。

（５）武道をはじめとしたスポーツツーリズム・ムーブメントの創出

ア スポーツ庁ポータルサイトの運営・管理等

スポーツ庁が構築しているスポーツツーリズムポータルサイト、武道ツーリズムに関わる施設情報データベースについて、スポーツ庁参事官（地域振興担当）と連携の上、以下の通り運営・管理すること。

なお、本業務の成果物詳細については3.（5）を参照すること。

（参考：スポーツツーリズムポータルサイト）

<https://sporttourism-japan.com/>

(参考：スポーツツーリズムポータルサイト内事業者向けページ)

<https://sporttourism-japan.com/budoBtoB.html>

(参考：武道ツーリズムに関わる施設情報データベース)

<https://budotourism-japan.com/db/>

(a) 令和6年度事業者からの引継ぎ

令和6年度の各事業の受託者からスポーツツーリズムポータルサイトの引継ぎ、運営すること。

(b) 掲載情報の管理・更新・充実

スポーツツーリズムポータルサイトに掲載されているコンテンツの管理及び、新たなコンテンツの掲載等ポータルサイト内のコンテンツの更新・充実を行うこと。また、事業者向けページに対しても同様に対応すること。その他、掲載内容について、以下に該当する場合にはページの更新を行うこと。

- ・掲載内容が最新の情報でなかった場合
- ・掲載内容に誤りがあった場合
- ・スポーツ庁及びスポーツツーリズム関連団体から、新規掲載・更新等を依頼された場合（依頼があった際は、その都度スポーツ庁参事官（地域振興担当）に内容を共有し、事前に許可を得ること。）
- ・年間20件以上のコンテンツの修正・新掲載・削除を実施し、年間を通して定期的に更新作業を実施すること。事業者向けページの更新作業についても年間20件以上実施すること。

(c) アクセス解析及び効果検証等の実施

スポーツツーリズムポータルサイトへのアクセス解析及び効果検証等を2か月に1回を目安として、定期的に行うこととし、それぞれの結果をスポーツ庁参事官（地域振興担当）に報告し、得られた結果をもとにスポーツツーリズムポータルサイトの改修、コンテンツの見直し等の改善を実施すること。さらに、令和8年度以降の改善等に資する内容が得られるような調査分析を実施し報告すること。

(d) 目標とするアクセス数

スポーツツーリズムポータルサイトからの各コンテンツ商品購入紹介ページクリック数について、20,000を目標とすること。

(e) 個人情報の取り扱い

ポータルサイトの運営については、コンテンツ掲載団体の個人情報の扱いに十分に留意した上で、必要な情報を取得するとともに、アクセス数に耐えるサーバーやサイバー攻撃を防止するセキュリティを整備すること。

(f) SEO (Search Engine Optimization)

SEOについては技術提案し、スポーツ庁参事官（地域振興担当）と協議の上、実施すること。

イ SNSの運用・管理・情報更新

(a) SNSの運用・管理

武道ツーリズムに関する各公式SNS（Instagram、Facebook（グループを含む））として、以下に記載する既存のアカウントを継続して使用し、本取組の周知・広報活動を行うこと。

武道（BUDO）ツーリズム

- ・ Instagram : JAPAN BUDO TOURISM|スポーツ庁武道ツーリズム公式
<https://www.instagram.com/budo.tourism.japansportsagency?igsh=MXJxNWQ3MnBrejJidA==>

- ・ Facebook : スポーツ庁武道ツーリズム推進ネットワーク

- <https://www.facebook.com/budo.tourism.japansportsagency>

- ・ Facebook グループ : 武道ツーリズムの輪を広げよう

- <https://www.facebook.com/login/?next=https%3A%2F%2Fwww.facebook.com%2Fgroups%2Fbudo.tourism.wa>

(b) 投稿コンテンツの充実

武道ツーリズムの認知拡大のため、国内外問わず広く一般に武道ツーリズムの興味関心を高めるコンテンツの作成及び情報発信を行うこと。なお、特に以下の点に留意すること。

- ・ 閲覧者の増加及びフォロワー獲得のため、定期的（週1件以上）な発信を行い、年間50件以上の投稿を行うこと。
- ・ SNS を通じてスポーツツーリズムポータルサイトへの流入数が増えるよう、同サイトと関連付けた投稿を行うこと。
- ・ 閲覧者及びフォロワーにとって、武道ツーリズムに興味を持ちやすく、わかりやすい魅力あるコンテンツとすること。
- ・ 8.（3）の各会議やモデル事業者、8.（5）ウ（b）のイベント等、スポーツ庁が行うスポーツツーリズムに関連する催事や取組、日本国内で開催される国際大会等と連動した運用を行うこと。
- ・ その他、事業の趣旨を踏まえて追加又は更新すべきコンテンツがあれば積極的に提案すること。

(c) 効果検証及び投稿コンテンツへの反映

各 SNS のフォロワー数、いいね数、リーチ数、インプレッション数、エンゲージメント数、各 SNS からポータルサイトへの流入数等をスポーツ庁参事官（地域振興担当）と協議のうえ目標を設定し、毎月1回を目安にその結果を分析すること。当該分析結果について、スポーツ庁参事官（地域振興担当）に報告のうえ、より効果的なコンテンツ作成に反映すること。

ウ 武道ツーリズム・ネットワークの強化及び認知拡大

(a) 武道ツーリズム関連事業者の連携強化

スポーツ庁が重点的に推進している武道ツーリズムについて、武道ツーリズムに関わる施設情報データベース、8.（5）ア及びイで運営するポータルサイトや SNS 等を積極的に活用し、地域レベルで地方公共団体、武道関係者、観光関係者が連携できる仕組み作りを検討・実施すること。

(b) 国内外における体験・展示イベントの実施

武道ツーリズムを通じた、訪日意欲の喚起や地方誘客の促進に資するスポーツ・武道ツーリズム体験会を国内2回以上、海外開催のエキスポ等への出展を2回以上実施すること。

実施規模は令和6年度と同様の規模での実施を検討することとし、実施回数や内容、開催時期はスポーツ庁と協議のうえ決定するが、企画提案者はツーリズム EXPO ジャパンにおける出展や EXPO2025 大阪・関西万博における展示等を検討すること。

提案に当たっては、人口集積地や訪日客/訪日を検討している旅客に直接的に接点を持て、参集人数規模においても効果的な場所での実施を前提とし、定量的な目標を定め、目標達成に資する効果的な実施方法、関係者の参画促進策、開催後の効果検証手法、関係者による取組の活性化に資する提案を行うこと。

(参考：スポーツによる地域の価値向上プロジェクト（武道施設データベースの拡充及び利活用の促進）報告書)

https://www.mext.go.jp/sports/content/20220801_stiiki_000022329_1.pdf

(参考：武道ツーリズムに関わる施設情報データベース)

<https://budotourism-japan.com/db/>

(参考：令和5年度実施武道ツーリズム体験イベント)

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop09/list/detail/1398629_00004.htm

(参考：令和6年度実施・出展イベント)

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop09/jsa_00008.html

(c) スポーツツーリズムロゴの管理

受託者は本事業を実施するにあたり、適切にスポーツツーリズムロゴを使用し、認知拡大に努めること。また、モデル事業者に向けては、「JAPAN SPORTS TOURISM ベーシックロゴマニュアル」に基づくロゴの使用を促し、マニュアルに反する使用を確認した際には、スポーツ庁への報告を行うとともに、当該事業者に向け適切な使用を促すこと。

なお、「JAPAN SPORTS TOURISM ベーシックロゴマニュアル」については、契約締結後に提供することとする。

エ 基礎的データの利活用の促進

(a) 利活用セミナーの実施

8. (5) アイウ等で収集・分析したデータを地域スポーツコミッション、全国各地の観光協会、新たなコンテンツ創出を検討している事業者等の担い手に提供し、利活用を促進するセミナーを2回以上開催すること。実施回数及び内容はスポーツ庁と協議の上決定するが、企画提案者はセミナー受講者の取組が活性化するように、効果的な発信方法、提案を行うこと。実施後はアンケート等で成果を測定し、得られた結果をもとに令和8年度以降の改善等に資する内容が得られるような調査分析を実施し報告すること。

(b) 過去のセミナー受講者に対するフォローアップ

過年度のセミナー参加者のうち、アンケートにおいて「セミナー参加以降にスポーツツーリズムに取り組んだ/取り組もうとした参加者」に対してヒアリング調査を行うこと。

なお、過年度のセミナーでのアンケート情報については、契約締結後にスポーツ庁より受託者へ提供することとする。

オ スポーツによる地方創生に関するテーマ別シンポジウムの開催

スポーツ庁等の取組紹介、地域の優良事例、有識者による講演等を含めたテーマ別シンポジウム（１日間）を３回開催する（運営（各種マニュアルの作成）当日の実施運営を含む）こと。プログラムの内容、有識者の選定等はスポーツ庁と協議のうえ決定するが、企画提案者は効果的な発信方法（オフラインとオンラインの組み合わせを前提とする）、地域からの参画促進、シンポジウム後に取組活性化の効果測定ができるよう提案を行うこと。

（想定しているシンポジウムのテーマ）

（a）スポーツ・健康まちづくり

「デジタル田園都市国家構想総合戦略」に位置付けられた「スポーツ・健康まちづくり」を推進するため、優良事例の表彰式を行うとともに、取組の意義を広く発信すること。

開催場所：東京近郊

開催時期：令和７年１１月頃

参集人数：２００名以上

（参考：「スポーツ・健康まちづくり」優良自治体表彰制度）

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop09/list/detail/1384512_00002.htm

（参考：スポまち！表彰「スポーツ・健康まちづくり優良自治体表彰 2024」）

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop09/list/detail/1384512_00017.html

（参考：スポまち！長官表彰「スポーツ・健康まちづくり優良自治体表彰 2023」）

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop09/list/detail/1384512_00012.html

（参考：１周年！！「スポまち！長官表彰 2022」 参考動画）

<https://www.youtube.com/watch?v=jFC6Jl3Pu7E>

（b）スポーツ庁、文化庁及び観光庁の包括連携協定に資する取組

スポーツ庁、文化庁及び観光庁の包括連携協定に位置付けられた「スポーツ文化ツーリズム」を推進するための取組みを提案すること。

内容や開催時期はスポーツ庁との協議の上決定するが、令和７年に日本国内で開催される国際大会と連動した取組を検討すること。

開催場所：東京近郊（想定）

参集人数：２００名以上

（参考：令和６年度スポーツ文化ツーリズムシンポジウム開催概要）

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/houdou/31/09/1421070_00010.htm

（参考：スポーツ庁、文化庁及び観光庁の包括連携協定）

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/houdou/jsa_00198.html

(c) テーマ別モデル事業

(4) に記載のモデル事業について、実施成果と検証結果を取りまとめ、ビジネスモデルとして全国展開を図るための課題と対応策を含めて広く発信する。

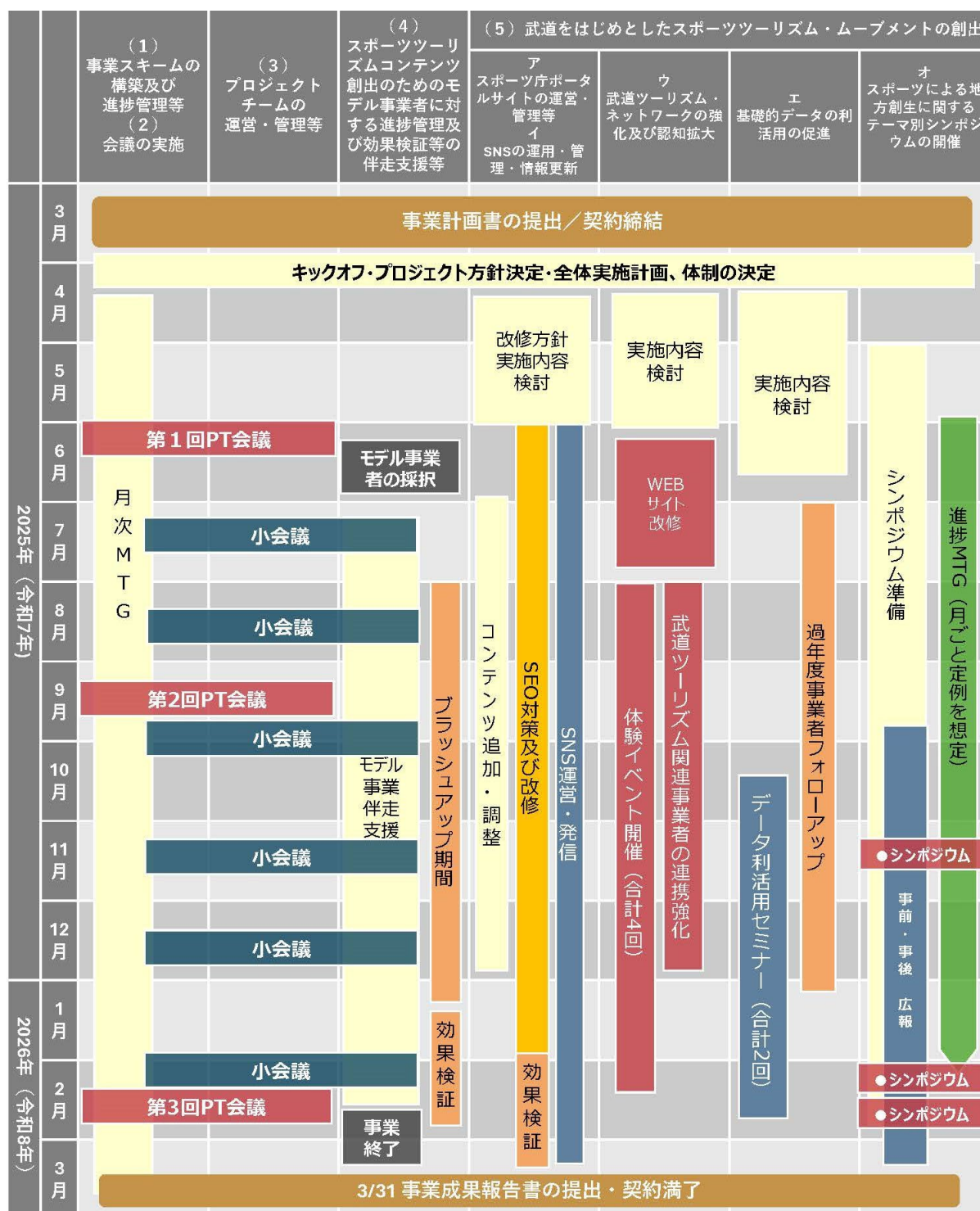
開催場所：東京近郊

開催時期：令和8年2月頃

参集人数：100名以上

9. スケジュール

8. 委託事業内容は、以下のスケジュールを参考に実施すること。



10. 事業規模

事業規模は111,658千円を上限とする。

11. 応募者に求める要求要件

(1) 要求要件の概要

- ① 本委託事業に係る応募者に求める要求要件は、「(2) 要求要件の詳細」に示すとおりである。
- ② 要求要件は必須の要求要件と必須以外の要求要件がある。
- ③ 「*」の付してある項目は必須の要求要件であり、最低限の要求要件を示しており、技術審査においてこれを満たしていないと判断がなされた場合は不合格として落札決定の対象から除外される。
- ④ 必須以外の要求要件は、満たしていれば望ましい要求要件であるが、満たしていなくても不合格とならない。
- ⑤ これらの要求要件を満たしているか否かの判断及びその他提案内容の評価等は、「令和7年度「スポーツによる地域活性化・まちづくりコンテンツ創出等総合推進事業」(スポーツツーリズム・ムーブメント創出事業)技術審査委員会」において行う。なお、総合評価落札方式に係る評価基準は別添の「令和7年度「スポーツによる地域活性化・まちづくりコンテンツ創出等総合推進事業」(スポーツツーリズム・ムーブメント創出事業)に係る評価基準」に基づくものとする。

(2) 要求要件の詳細

1 事業の実施方針

1-1 事業内容の妥当性、独創性

- * 1-1-1 仕様書記載の事業内容について全て提案されていること。〔仕様書に示した内容以外の独自の提案がされていれば望ましい。〕
- * 1-1-2 偏った事業内容となっていないこと。

1-2 事業の実施方法の妥当性、独創性

- * 1-2-1 事業の実施方法が妥当であること。〔分析手法に事業成果を高めるための工夫があれば望ましい。〕
- * 1-2-2 事業の実施方法が明確であること。

1-3 作業計画の妥当性、効率性

- * 1-3-1 作業の日程・手順等に無理がなく目的に沿った実現性があること。〔作業の日程・手順等が効率的であれば望ましい。〕

2 組織の経験・能力

2-1 組織の類似事業の経験

- 2-1-1 過去にスポーツツーリズムに係るこれまでの国の施策の内容を適切に理解し、類似の事業を実施した実績があればその内容に応じて加点する。

2-2 組織の事業実施能力

- * 2-2-1 事業を遂行する人員が確保されていること。
- 2-2-2 幅広い知見・人的ネットワーク・優れた情報収集能力を有していれば望ましい。

* 2-2-3 事業を実施する上で適切な財務基盤、経理能力を有していること。

2-3 事業に当たってのバックアップ体制

2-3-1 円滑な事業遂行のための人員補助体制が組まれていれば望ましい。

3 業務従事予定者の経験・能力

3-1 業務従事予定者の類似事業の経験

3-1-1 過去にスポーツツーリズムに係るこれまでの国の施策の内容を適切に理解し、類似の事業を実施した実績があればその内容に応じて加点する。

3-2 業務従事予定者の事業内容に関する専門知識・適格性

* 3-2-1 事業内容に関する知識・知見を有していること。

3-2-2 事業内容に関する人的ネットワークを有していれば望ましい。

4 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標

4-1 ワーク・ライフ・バランス等の取組

4-1-1 以下のいずれかの認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けていれば加点する。

- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）又は一般事業主行動計画策定（常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る）
- 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）
- 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定
- スポーツ庁「Sport in Life プロジェクト」によるスポーツエールカンパニーの認定を受けていること。

※内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する。

5 賃上げを実施する企業に関する指標

5-1 賃上げの表明

以下のいずれかを表明していれば加点する。（いずれかを応札者が選択するものとする※1）

5-1-1 令和4年4月以降に開始する入札者の事業年度において、対前年度比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額※2」を大企業においては3%以上、中小企業※3等においては1.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。

5-1-2 令和4年以降の暦年において、対前年比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額※2」を大企業においては3%以上、中小企業※3等においては1.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。

※1 経年的に賃上げ表明を行う場合、賃上げ表明を行う期間は、前年度に加点を受けるために表明した期間と重ならないようにすること。

※2 中小企業等においては、「給与総額」とする。

※3 中小企業とは、法人税法（昭和40年法律第34号）第66条第2項、第3項及び第6項に規定される、資本金等の額等が1億円以下であるもの又は資本等を有しない普通法人等をいう。

12. 再委託

委託事業の全部を再委託することはできないものとする。ただし、本事業の一部を再委託することが事業を実施するうえで合理的と認められるものについては、事

業の一部を再委託することができる。なお、再委託を受けた団体は、その事業の全部又は一部を第三者に委託すること（再々委託）はできない。

1 3. 検査

受注者による業務完了（廃止）報告の内容が、契約の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかは、発注者が確認することをもって検査とする。

1 4. 守秘義務

受注者は、本事業の実施で知り得た非公開の情報を第三者に漏洩してはならない。

受注者は、本事業に係わる情報を他の情報と明確に区別して、善良な管理者の注意義務をもって管理し、本調査業務以外に使用しないこと。

1 5. 届出義務

受注者は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定など技術提案書に記載した事項について、認定の取消などによって記載した内容と異なる状況となった場合には、速やかに発注者へ届け出ること。

1 6. 賃上げを実施する企業に関する指標に係る留意事項

発注者は、受注者が賃上げを実施する企業に関する指標における加点を受けた場合、受注者の事業年度等（事業年度及び暦年をいう。）が終了した後、表明した率の賃上げを実施したことを以下の手法で確認する。

・5-1-1 の場合は、賃上げを表明した年度及びその前年度の法人事業概況説明書の「10 主要科目」のうち「労務費」、「役員報酬」及び「従業員給料」の合計額を「4 期末従業員等の状況」のうち「計」で除した金額を比較する。

・5-1-2 の場合は、給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表の「1 給与所得の源泉徴収票 合計表（375）」の「A 俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」欄を「人員」で除した金額により比較する。

※ 中小企業等にあつては、上記の比較をすべき金額は、5-1-1 の場合は「合計額」と、5-1-2 の場合は「支払金額」とする。

加点を受けた受注者は、確認のため必要な書類を速やかに発注者に提出すること。ただし、前述の書類により賃上げ実績が確認できない場合であっても、税理士又は公認会計士等の第三者により上記基準と同等の賃上げ実績を確認することができる書類であると認められる書類等をもって代えることができる。

上記の確認を行った結果、加点を受けた受注者が表明書に記載した賃上げ基準に達していない場合又は本制度の趣旨を意図的に逸脱している場合においては、当該事実判明後の総合評価落札方式において所定の点数を減点するものとする。詳細は従業員への賃上げ計画の表明書裏面の（留意事項）を確認すること。

なお、確認に当たって所定の書類を提出しない場合も、賃上げ基準に達していない者と同様の措置を行う。

また、受注者は、経年的に賃上げ表明を行う場合、事業年度単位か暦年単位かの選択を前年度又は前年から変えることによって、前年度等に加点を受けるために表明した期間と、当該年度等に加点を受けるために表明した期間が重なり、賃上げ表明の期間と加点を受ける期間との間に不整合が生じることとなるため、賃上げ表明を行う期間は、前年度に加点を受けるために表明した期間と重ならないようにしなければならないことに留意すること。

17. 子会社、関連企業に対する利益控除等透明性の確保

再委託先が子会社や関連企業の場合、利益控除等透明性を確保すること。また、再委託費以外のすべての費目においても、受託者の子会社や関連企業への支出に該当する経費については、再委託費と同様の措置を行うか、取引業者選定方法において競争性を確保することで、価格の妥当性を明らかにすること。

18. 取引停止期間中の者への支出の禁止

再委託先や事業費による支出先に取引停止期間中の者を含めないこと。

19. 協議事項

この仕様書に記載されていない事項、または本仕様書について疑義が生じた場合は、スポーツ庁参事官（地域振興担当）と適宜協議を行うものとする。

20. 補足事項

本件業務の応札に先立ち、必ず下記連絡先に連絡の上、関連する情報（スポーツツーリズムポータルサイト及び各 SNS、その他過年度の取組）の詳細について事前に確認を行い、想定される業務内容、工数等 について十分に理解した上で応札すること。

令和7年度「スポーツによる地域活性化・まちづくりコン
テンツ創出等総合推進事業」（スポーツツーリズム・ムー
ブメント創出事業）

総 合 評 価 基 準

令和7年2月14日
スポーツ庁参事官（地域振興担当） 付

本資料は、スポーツ庁が調達する令和7年度「スポーツによる地域活性化・まちづくりコンテンツ創出等総合推進事業」（スポーツツーリズム・ムーブメント創出事業）に係る入札の評価に関する基準について規定したものである。

1 入札価格の評価方法

入札価格の評価については、次のとおりとする。

入札価格の得点は、入札価格（税抜）を予定価格（税抜）で除して得た値を1から減じて得た値に入札価格に対する得点配分を乗じて得た値とする。

$$\text{入札価格点} = \text{価格点の配分} \times (1 - \text{入札価格} \div \text{予定価格})$$

2 技術等の評価方法

入札に係る技術等の評価は、本委託事業を審査するための審査委員会を設置し、別冊の仕様書、別紙1の評価項目及び得点配分基準及び別紙2の加点付与基準（以下「評価基準」という。）に基づき以下のとおり評価を行う。

なお、仕様書及び評価基準に記載されていない技術等は評価の対象としない。

また、仕様書及び評価基準に記載されている技術等であっても、入札に係る技術等が文部科学省としての必要度・重要度に照らして、必要な範囲を超え、評価する意味のないものは評価の対象としないことがある。

（1）評価基準に記載する必須の評価項目に係る技術等については、仕様書に記載する必須の要求要件を満たしているか否かを判定し、これを満たしているものには評価基準に基づき基礎点を与え、更に、これを超える部分については、評価に応じ評価基準に示す加点の点数の範囲内で得点を与える。

（2）仕様書に記載する技術等の要求要件（以下「技術的要件」という。）を満たしているか否かの判定及び評価基準に基づき付与する得点の判定は、技術審査委員会において、提出された総合評価に関する書類その他入札説明書で求める提出資料の内容を審査して行う。

3 得点配分

区 分	価格点	技術点	合計
配 点	50	100	150

4 総合評価の方法

（1）入札価格及び技術等の総合評価は、次の各要件に該当する入札者のうち、1の入札価格の評価方法により得られた入札価格の得点に2の技術等の評価方法により得られた当該入札者の申込みに係る技術等の各評価項目の得点の合計を加えて得た数値をもって行い、当該数値の最も高い者を落札者とする。

① 予定価格の制限の範囲内の入札価格を提示した競争加入者であること。

② 入札に係る技術等が仕様書で規定する技術的要件のうち必須とした要求要件を全て満たしている技術等を提案した入札者であること。

（2）上記数値の最も高い者が2人以上であるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かないものがあるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定する。

令和7年度「スポーツによる地域活性化・まちづくりコンテンツ創出等総合推進事業」（スポーツツーリズム・ムーブメント創出事業）に係る

評価項目及び得点配分基準

* : 必須の項目 ● : 価格と同等に評価できない項目

分類	評価項目及び評価基準	基礎点	加点
	1 事業の実施方針 [50点]	25	25
●	1-1 事業内容の妥当性、独創性	10	10
	* 1-1-1 仕様書記載の事業内容について全て提案されていること。[仕様書に示した内容以外の独自の提案がされていればその内容に応じて加点する。]	5	10
	* 1-1-2 偏った事業内容となっていないこと。	5	
●	1-2 事業の実施方法の妥当性、独創性	10	10
	* 1-2-1 事業の実施方法が妥当であること。[事業の実施方法に事業成果を高めるための工夫があればその内容に応じて加点する]	5	10
	* 1-2-2 事業の実施方法が明確であること。	5	
●	1-3 事業計画の妥当性・効率性	5	5
	* 1-3-1 事業の日程・手順等に無理がなく目的に沿った実現性があること。[事業の日程・手順等が効率的であれば加点する。]	5	5
	2 組織の経験・能力 [22点]	12	10
	2-1 組織の類似事業の経験	—	4
	2-1-1 過去にスポーツツーリズムに係るこれまでの国の施策の内容を適切に理解し、類似の事業を実施した実績があればその内容に応じて加点する。	—	4
	2-2 組織の事業実施能力	12	3
	* 2-2-1 事業を遂行する人員が確保されていること。	6	
	2-2-2 幅広い知見・人的ネットワーク・優れた情報収集能力を有していれば望ましい。		3
	* 2-2-3 事業を実施する上で適切な財務基盤、経理能力を有していること。	6	
	2-3 事業に当たってのバックアップ体制		3
	2-3-1 円滑な事業遂行のための人員補助体制が組まれていれば加点する。		3
	3 業務従事予定者の経験・能力 [18点]	8	10
	3-1 業務従事予定者の類似事業の経験	—	5
	3-1-1 過去にスポーツツーリズムに係るこれまでの国の施策の内容を適切に理解し、類似の事業を実施した実績があればその内容に応じて加点する。	—	5
	3-2 業務従事予定者の事業内容に関する専門知識・適格性	8	5
	* 3-2-1 事業内容に関する知識・知見を有していること。	8	
	3-2-2 事業内容に関する人的ネットワークを有していれば望ましい。		5
	4 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標 [5点]		5
	4-1 ワーク・ライフ・バランス等の取組		
	4-1-1 以下のいずれかの認定等があること。[ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定内容等により加点する。] ○ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）を受けていること。又は、一般事業主行動計画策定済（常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る） ○ 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）を受けていること。 ○ 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定を受けていること。 ○ スポーツ庁「Sport in Life プロジェクト」によるスポーツエールカンパニーの認定を受けていること。 ※内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する。		5
	5 賃上げを実施する企業に関する指標 [5点]		5

	5-1 賃上げの表明		
	以下のいずれかを表明していること。(いずれかを応募者が選択するものとする) 5-1-1 令和4年4月以降に開始する入札者の事業年度において、対前年度比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額」を大企業においては3%以上、中小企業等においては1.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。 5-1-2 令和4年以降の暦年において、対前年比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額」を大企業においては3%以上、中小企業等においては1.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。 ※「「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」(令和3年12月17日付財計第4803号)第5による賃上げ基準に達していない者の通知について」に基づく減点措置期間中の者に対しては6点減点する。	5	
	合 計 [100点]	45	55

令和 7 年度「スポーツによる地域活性化まちづくりコンテンツ創出等総合推進事業」 (スポーツツーリズム・ムーブメント創出事業)に係る加点付与基準

加 点 評 価 項 目		評 価 区 分		
		大変優れている	優れている	やや優れている
1	事業の実施方針			
	* 1-1-1 仕様書に示した内容以外の独自の提案について	1 0	6	2
	* 1-2-1 事業の実施方法に事業成果を高めるための工夫について	1 0	6	2
	* 1-3-1 事業の日程・手順等の効率性について	5	3	1
2	組織の経験・能力			
	2-1-1 類似事業の実績内容について	4	2	1
	2-2-2 幅広い知見・人的ネットワーク・優れた情報収集能力を有しているか	3	2	1
	2-3-1 円滑な事業遂行のための人員補助体制について	3	2	1
3	業務従事予定者の経験・能力			
	3-1-1 類似事業の経験について	5	3	1
	3-2-2 事業内容に関する人的ネットワークを有しているか	5	3	1
4	ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標	複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行うものとする。		
	4-1-1 仕様書に示した内容以外の独自の提案について ○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業）等 ・認定段階 1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと） ・認定段階 2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと） ・認定段階 3 ・プラチナえるぼし認定企業 ・行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が 100 人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ） ○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業） ・くるみん認定①（平成 29 年 3 月 31 日までの基準）（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成 29 年厚生労働省令第 31 号。以下「平成 29 年改正省令」という。）による改正前			
			2	
			3	
			4	
			5	
			1	
			2	

	の次世代法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項の規定に基づく認定) ・トライくるみん認定 ・くるみん認定②(平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準)(次世代法施行規則の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省令」という。)による改正前の次世代法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定に基づく認定(ただし、①の認定を除く。)) ・くるみん認定③(令和4年4月1日以降の基準)(令和3年改正省令による改正後の次世代法施行規則第4条第1項第1号及び第2号の規定に基づく認定) ・プラチナくるみん認定 ○青少年の雇用の促進等に関する法律(若者雇用促進法)に基づく認定 ・ユースエール認定 ○スポーツエールカンパニー認定(スポーツ庁「Sport in Life プロジェクト」に基づくスポーツエールカンパニーの認定) ・スポーツエールカンパニー認定 ・スポーツエールカンパニー+ (プラス) 認定 ・Bronze (ブロンズ) 認定 ・Bronze+ (ブロンズプラス) 認定 ・Silver (シルバー) 認定 ・Silver+ (シルバープラス) 認定 ※内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する。	3 3 3 5 4 2 3 3 4 4 5
5	賃上げを実施する企業に関する指標 5-1-1 令和4年4月以降に開始する入札者の事業年度において、対前年度比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額」を大企業においては3%以上、中小企業等においては1.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。 5-1-2 令和4年以降の暦年において、対前年比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額」を大企業においては3%以上、中小企業等においては1.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。 ※「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」(令和3年12月17日付財計第4803号)第5による賃上げ基準に達していない者の通知について」に基づく減点措置期間中の者に対しては6点減点する。	〔 5-1-1 と 5-1-2 のいずれかを加点するものとする。 〕 5 5